議案第48号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例 の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(昭和41年墨田区条例第13号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項の表傷病補償年金の項及び同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(以下「新条例」という。)付則第4条第2項の表及び同条第5項の表の規定は、平成28年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第4条第3号に規定する傷病補償年金(以下「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)付則第4条第2項の表の規定に基づく傷病補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)及び同条第5項の表の規定に基づく休業補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

(提案理由)

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部 改正を踏まえ、傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付と の調整について所要の規定整備をする必要がある。